

第九回 参議院農林委員會會議錄第一号

昭和二十五年十一月二十七日(月曜日)
午後二時三十八分開会

委員氏名

委員長 岡田 宗司君
理事 西山 龜七君
理事 片柳 眞吉君
理事 岩男 仁藏君
理事 岡村文四郎君
理事 池田宇右衛門君

白波瀬米吉君
薄井治三郎君
平沼彌太郎君
宮本 邦彦君
門田 定藏君
小林 孝平君
三橋八次郎君
三輪 貞治君
赤澤 與仁君
飯島運次郎君
加賀 操君
溝口 三郎君
三好 始君
三浦 辰雄君

本日の會議に付した事件

- 本委員會の運営に関する件
- 新農業政策の確立に関する調査の件
- 小委員會設置の件
- 小委員會の選任の件
- 競馬法の一部を改正する法律案(衆議院提出)(第八回國會繼續)
- 委員長(岡田宗司君) それでは農林委員會を開会いたします。

きまして、差当りの議事日程をお配りしましたように、作成いたしましたので、これを本朝理事会で諮りまして、承諾を得ましたので、暫らくこの日程に従いまして議事を進めて参りたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡田宗司君) 異議なければさようにいたします。

次に前國會におきましてやつておりました新農業政策の確立に関する調査でございますが、去る二十日の委員會におきまして、これも一応御了承を得ておりますので、本國會も本調査を繼續して行くことにしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡田宗司君) それではさうにいたします。

○委員長(岡田宗司君) 次にやはり二日の委員會において一応御了承を得て置きました通り、新農業政策確立に関する調査の一環として、当面喫緊の問題でありますところの食糧統制に関する小委員會を設置したいと思つておりますが、この点御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡田宗司君) それではさうにいたします。その小委員會の決定は如何にいたしますようか。

○池田宇右衛門君 委員長の名に當りまして、委員長に於いて指名に當りまして各派の意向を体して御指名下さるよ

うにお願いしたいという動議を提出いたします。

○委員長(岡田宗司君) 只今池田さんのほうから委員長の指名にせよと、こ

ういう御意見がございましたが、さうにいたしましたよろうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡田宗司君) それではさうにいたします。各会派二名ずつでよろうございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡田宗司君) それでは各会派二名といたしまして、自由党は西山龜七君、池田宇右衛門君、それから社会党は小林孝平君、三輪貞治君、それから緑風会は片柳眞吉君、飯島運次郎君、それから民主連合は三好始君、それから第一クラブは岡村文四郎君、合計八名を以て構成いたしますことにいたします。向小委員會の委員長は互選にいたします。これは小委員會を開きになつてお決めを願いたいと存じます。

○委員長(岡田宗司君) 次に前國會におきまして衆議院議員の提出になり継続審査になつておりますところの競馬法の一部を改正する法律案の審議に移りたいと思ひます。過般農林委員長からいたしまして、別紙に配付してありますような趣旨で、提案者、それから内閣総理大臣、文部大臣、通産大臣、法務総裁、農林大臣の出席を求めまして、御意見や御説明を伺ひ、次いで質疑に入りたいたと存じております。又この件につきましては、當農林委員會に陳情がございますので、これを審議に

入ります前にちよつと御紹介を申上げて置きます。その陳情につきましては、専門員をして朗読して頂くことにいたします。

○専門員(安樂城敏男君) 朗読いたします。

愛知県知事 青柳 秀夫

参議院農林委員長 岡田 宗司殿

国営競馬場設置に関する申合せ
申述について

去る七月二十五日首題に関する打合会を開催したる結果、各候補地代表者において、別紙の通り申合せられ、それ／＼提出があつたので取りまとめ申述するから、よろしく御取計らい願ひたい。

申合せ

競馬法を改正し、新たに中京地区に国営競馬場を設置せんとするに當り、當市町に設置せられたる官關係筋に陳情いたし置きたるも、新設競馬場の競馬経営の責任は政府に存するに鑑み、これが設置場所の選定は農林省當局並びに衆議院、参議院農林委員長に一任することとし、設置に関する運動は今後一切行わないことを設置方希望の市町代表において申合せ。

昭和二十五年七月二十七日

一宮市長 伊藤 一

参議院農林委員長 岡田 宗司殿

同文で、大府町長、春日井市長、守山町長、鳴海町長。
それからもう一つは、

陳情書
愛知県知事多野上野町中京國營競馬場設置反対期成同盟会

会長 花井 金作
上野町東山開拓農業協同組合
代表者 加藤 金平

昭和二十五年十月三日

参議院農林委員長殿

愛知県知事多野上野町(旧三菱飛行場跡)に中京國營競馬場設置の問題が起つてから、上野町東山開拓農業協同組合においてたび／＼設置反対運動や陳情書を提出いたしました。が、本年より一段と拡充強化を図るため中京國營競馬場設置反対期成同盟会を組織し、一切の事業を引継ぎ運動を續けて來ましたが、最近に候補地を決定されるところのこと、ここに重ねて設置反対陳情書を提出してお願いいたします。

一、耕地は農民の生活のため絶対に必要なものでありますので、これを競馬場のために取上げられることは絶対に反対であります。

一、特にこの土地は父祖伝來の大切な農地を戦争のため強制的に買上げられたのです。これが終戦後再び我々農民の手に返り、喜んで多大の労力と多額の経費を投じて漸く立派な耕地にしたのであります。これを再び競馬場に取上げられることは我々農民は絶対に承知ができません。

一、この土地を一日も早く我々農民

に荒蕪して下さるようお願いいたします。

以上であります。

○委員長(岡田宗司君) 只今のような陳情が参つておりましたので、御報告申し上げます。

本日提案者の一人であられます衆議院農林委員長の千賀さんが見えなくなつておりますので、千賀さんに対しては、競馬法の一部を改正する法律案がその後のいろ／＼な事情で以て大分様子が變つて参りましたが、それでも尙この競馬法の一部を改正することが必要であるかどうかという点について、改めて御説明をお願いします。一つどうぞその点につきまして……。

○衆議院議員(千賀康治君) 只今御指名を頂きました衆議院農林委員長の千賀康治でございます。中京競馬場の問題は、すでに衆議院で三回決議になつて、こちらに送付されております。私が農林委員長になりましたから、只今送付になつております法律案を衆議院で上程をいたしましたのでございまして、農林委員會の全員でございまして、二十一名、ただ共産党の方だけがこのメンバーに入つておりません。共産党を除く他の諸会派ごとく一致で提案をいたしました。本會議を通過いたしましたときの状況も、共産党を除く全員の賛成でございまして、その前の二回も同様であつたものであります。そこでこの問題は殆んど衆議院の大部分に等しい数の賛成で決議をされておる問題でございます。この中には春の選挙で御当選になりました前のいきさつを余り身近に知つておいでにならない方もありますので、多少蛇

足でありまして、前の関係も一緒に説明をさせて頂きます。

中京競馬場を新設したいという議は、只今の日本の競馬場は全国で十一でございまして、過去におきましてはこれを公認競馬と稱し、公法人のようない団体でこれを経営しておつたのでございまして、戦争の頃から軍馬補充というような関係に結び付きまして、大變に競馬場は国家的に重く見られておつたのでございまして。その後敗戦になりまして、いろ／＼な追放団体が出ましたり、かれこれいたしまして、競馬も曾ては軍馬補充部と深い関係があつたのだから、これも追放団体にするのはいじやないか、いやこれは産業団体であつて、決して軍の出先ではないのだ、だから追放の必要がないというふうないろ／＼な問題が錯綜いたしまして、追放の指定を受けたものではございせんが、当時の関係者の諸君が関係方面の御指導もあつたと思ひます。これを國營競馬にする、公認競馬を國營競馬にするという事になりました。依然として十一個所の國營競馬がここにございまして、私共は地方競馬の関係でございまして、すでに二、三十年競馬に關係をいたしております。殊に私は地方競馬に關係をいたしておつたので、公認には一切關係はなかつたのでございまして、その当時から日本に公認競馬が十一あるのの中で收支償つて毎回開催せられるものは、半数をやや越す程度でありまして、辺陲の地にあります公認競馬は收支不採算のために停止になつたり、或いは開催不能であつたり、非常に修繕するものもあつたのでございまして、なぜかやうになるかと言へば、大

體競馬の榮えて参りますのは、沢山の民衆が競馬場に入りができる。その民衆も相當に富んでおる民衆でなければならぬというところから、京浜地方であるとか、或いは京阪地方であるとか、こゝろにありまして、ものがある、この両方面から隔つておるものは距離に反比例をしてこれが衰えて行く、こゝろにありまして、こゝろにございまして。中京地方に公認競馬場、今申せば國營競馬場、これが一つなければならぬというその説は、この頃起つたものではなかつた、すでに私が競馬に關係をしまして、三十年、四十年という歴史を以てさうな説はそれ／＼の關係の者に言ひ伝えられておつたのでございまして、なかつたのでございまして。こゝろに古の歴史を持つた中京競馬場一個増設という事は、戦後に至りまして、この民主国会というふうな一つの刺激もあつたのでございまして、急速にこれが進展をして参りまして、只今先ほど申上げましたように衆議院ですでに三回も議決をせられておるのでございまして。ところが三回も議決をされて参議院で振りつづしになりました。今回のようになつた。衆議院四百六十名の大多数の者が總意を以て意思表示をしたものが軽く扱われるというやうなことが、どこに起因しているかと言へば、我々の見るところではその候補地が一つでなかつた、各競争の候補地が一つでなかつたというところが、非常に大きな問題であらうと思ひます。只今から見ますと、必ずしも競馬場、公認競馬場を經營いたしましては儲かるに決まつて

おるものではない、經營よろしきを得れば儲かる、又中京のごとき人口稠密なる地方を元としてやればこれも儲かり得る。但し世間の民衆一般が競馬場を建てたならば、これがその土地の繁榮策の根源になるのだ、衰へかかつた土地の勢いも競馬場の設置が機となつて、これが俄然繁榮にひつくり返るのだ、こゝろにございまして。今日ではそのまゝ通用しないやうな時代になつて参りましたが、過去三回の衆議院の決議を目の前に見ながら、大體地方の人が候補地の競争をいたしましたその觀念といふものは、只今申しましたやうに、無條件に競馬をえ作れば、俺の土地は幾らでも財源ができる、さうしたものであつたのには間違いないなかつたのであります。さればこゝろに五つの候補地がこゝろに争がつておりました。猛烈な競争が起りつゝあつたのでございまして。私は幸ひにもこの競争地に關係のない、この競争地はいずれも愛知県の中で尾張の國の区域に属しておりますが、私は三河でございまして、その競争地には一切利害關係も何の關係もないのでございまして。で我々は三河の人間としてこれを見ておりますと、余りにもその競争が執拗である、執拗であるといふことは、甘い見方をいたしまして、競馬をえ作つてくれれば、俺の土地は飛躍して繁榮するのだというやうな、そんな考えが基になつて、非常にこゝろを覗いておつたのでございまして、幸ひにも私は農林委員長になりました、三河出身の代議士青木前安本長官以下三河に六名私共の同志の代議士がいるのであります

が、尤も六名と言ひまして、他に誰があるかと言へば、一人中野四郎君があるきりで大部分であります。この人々と懇談をいたしまして、あれをただ争わして置くだけで我々は能事終れりとするわけに行かない。愛知県にはやはり競馬が一つ欲しいやないか、この國營競馬を欲しいやないか、当然かやうな人口稠密なところで確實に競馬が經營ができ、相當な利益も挙がるといふものが、あの人達に任して置けばいつまでもあの姿でいることは残念である、これはどうしても中京地方のために是非これは競馬場を実現をさせよう、いやないか、かやうなことも申合せまして、只今委員長のはうに県知事から陳情書が来ておりますが、あゝいと思ひます。県内に瀰漫して圧倒的になつて参りましたのは、我々の三河の衆議院議員が大いに活躍をいたしました一つの反映であると考えておりました。と、にもかくにもだん／＼県内の情勢は好転をされつゝありまして、競馬の受入体制が進展をして参つたのでございまして。今日は情勢が變つたから今まで欲しいと思つておつたものは、もう今日ではその考えが變つたのではないかと、いふやうな委員長に只今御説明の趣旨を拜聴したのであります。絶対に今日もその方向は變つておりません。やはり愛知県では正しい意味で、正しい方法で國營競馬場が一つできるのは、これは確かに中京のために必要なことでもあり、又國家のためにこれは結構なことである、こゝろに我々の信念も變らなければ、愛知県方面の情勢も絶対に變つておりません。又財界にもいろ／＼な變動が起きました、私はまだ余り古くならない過去で

ありまするが、名古屋の経済界の代表の人々に会ひまして、若しも愛知県に、殊に名古屋の周辺に一つの国営競馬ができたならば、この経済的の面倒はあなた方は確かにこれは責任を持つて見られるかというのを聞いてみたのでありまするが、皆その方々は決めてくれたならば、確かに俺達には御趣旨に副うと、こういう返答をしておられます。競馬が民営になるといふような空気が確かにこれは醸成をいたしております。私共も競馬は国営といわす、地方競馬と言わす、これは民営にすべきものであるという信念を持つております。何と言ひましてもあんなに人の沢山かかるもの、而もこれが常時でなくて、時々開催されるので、そのために予備軍を沢山持つといふことになりまするといふと、非常な公の者がやつておりますといふ、冗費がかかりまう。どう考えましても、競馬等は地方が施設団体としてやるべきものであつて、役人がこれをするといふことになりまうといふと、殆んどそのほうの係の役人は大部分がこの競馬にかかつておる。その間に……大体畜産行政の主要な人々がかかるのでありまするが、本當に畜産行政は止つておる。例えば県で申しましても、県の畜産課のごときは、競馬開催中は総員拳げてそちらで手伝つておりまして、畜産行政は止つておる。又地方競馬で、戦災都市とか、何とかでやつておりまして、その市役所の大部分の人力はそちらに注がれて、その間町政、市政の進展が阻まれておるといふようなことでありまして、これは何としても民営でなすべきが当然である。国家は公認競馬のみぞから開催して、この予算上から得ます

るところの利益、これは競馬の税金として或る比率を賦課すればよろしい。又地方、町村、県で、競馬によつて利益を挙げたければ、これは税金として賦課されればよろしい。後の細々したことは、何としても民営でなければならぬという私は思想を包懷しており、併しながらかような思想を持つ者は私一人ではあるまいと思ひます。殖えておると思ひます。或いは実現さぬものでも遠くはない将来のような氣もするのであります、さればと言つてそれでは愛知県に国営競馬を一個増設をするということを決めてはよいのではないかとこの考えは、どちらの方向から検討いたしましたにも、さううには考えられません。国営競馬ができておれば、直ちに民営になるだけで、中京地方に国営競馬を作つたりいたしましたでも、馬主、その関係者、すべての希望はどうなりまして同じでありますしよろし、又国家といたしましてもみずから競馬を、例へて言えば、非常に非能率であつて、恐らく国家でやる事業のうちで、このくらい人と利益の比率から言つて非能率なものはないと思ひますが、かような非能率なことをみずからやつて迷惑をかけて行かなくても民営会社がこれを執行了しまして、もつと楽に税金としてその利益が挙げられるということになれば、尙更國家としてもこれは結構なことであらうと思つております。かたぐ、たしまして今日の情勢はどう考えましても名古屋を中心とするところに競馬場を一個新設をするということを決したほうがいいという考えは、私共は、どうも首肯のできないところであります。成るほど競輪も検討を受けておれ

ます。強い検討を受けておりますが、競馬と競輪というものは何と言つても違ひます。これには歴史が第一に物をいつておりまするし、興味がいろいろありますが、競輪というもののはどんなにあるのでありますから、疑い出せばきりがない、正しい勝負をいたしたと思つてもそれは八百長であるというやうなことを断定されても、これをはつきり立証的に打ち砕く方法がなか／＼ないのでございますが、競馬に至りますると全くこれは線を異にいたしました、若干の八百長でも人間が馬を駆して行くのでありますから、ここにその逆な力加わめることは専門家から見れば誠にこれは見易いものであります、自転車車の競走を見るのと違ひまして、興味も違ひ、又その不正なことを見破ることも頗る容易であります、これはもう全く競輪が検討を受けたといひましても、競馬も同時に検討を受けるべきものでない、非常にこれは根本が違ひ、この点で御安心になつていひのではないかと思ひます。過去におきまして三回すでに衆議院の總意は参議院において敢えなくも蹂躪せられておるのでございますが、私は皆様にお願ひいたします。もうすでにお願ひをいたしましたもう駄目なことは分りましたから、重ねて可決をお願いをする時期は過ぎておると思ひますから、それは御自由で結構であります。但し蛇の生殺しのように、先会も継続審査でまあこの国会に入られたのでありますから、更に又同じやうなことで次の国会に入られる、いつでも継続審査で国会から国会へ送られるというやうなことにありますと、衆議院はも

うどこにもやりようがないので、むしろこれは反対であるならば反対で結構であります。勇敢にこれは否決をしておしまいになれば又我々は我々として考えもあると思つております。どうかさような点がございまするので、もう余り右顧左眈なさらずにどちらでも一つお決めを願いたいと思います。それから前に大変あなた方に御迷惑をかけたらしいのでありますが、どうも千賀は鴨海と臭いぞ、この問題を急に決めてやつたんじゃ千賀がいい顔をするのだ、千賀が金儲けをするのだというやうな噂が立つたという話でありますが、誠にこれは以ての外であります、我々は全く五つの候補地、どこに對しましても何の關係も持つておりません。その点は全く皆様御安心を願いたいと思います。そうして県知事が衆議院と参議院の農林委員長と政府に任ずと言つて参りましたことは、これはまだ私が紐を付けておるとお考えになる必要は決してありません。これはただ政府の当局が独自の立場でこの五つの候補地の中から最も適當なものを選び出されるときに多少なりともそこに手落があつてもいけない、又等閑にされるやうなことがあつてはいけな

い、衆参両農林委員長は協力をしてその監視をしてくれろ、こういうことと私は解釈をいたしております。愛知県知事とも話しました。こんな要らんことを入れんでもいいのではないかと云つたら、今私が申しましたやうな意味を申しましたので、それでは一応参議院の農林委員長さんと御相談をして、将来この條項を履み行ふ必要があるときになつたならばただ政府の監視をするというところで一つ了解をいたしまし

よう、ごういふ話合ひをした事実はいさいます。過去において立ちましたような噂は決してこれは御心配がありません。全く無根のことでございますから、これも重ねて蛇足でありますも申添えて置きます。どうか、私の申上げましたことは若干皆様のお気に障るようなことを申上げましたか知れませんが私といたしましては何らその情勢の变化等において過去におきますところの信念が動搖してないんだということをばつきり申上げまして、お願いに代えます。暴言は多謝いたします。

○委員長(岡田宗司君) 只今千賀さんの御説明の中に、衆議院の大多数の意向でこれは衆議院でも通過して参議院に廻されたところが軽く扱われた、こういう御言葉があつたのであります。が、私が委員長になります前に楠見義男さんが委員長でありまして、その頃に廻つて参つたのであります。その際に廻つて参つたので、決して軽くは扱つておらないのです。廻つて参りましたのが大概会期の盡きる前の日あたりに廻つて参りまして、何ともしようがないくて大体審議未了になつたのでございします。そういう事情でありまして、決して参議院の農林委員会がこの衆議院提出法律案を軽く扱つたことはいないのであります。そのことは一つ千賀さんのほうにおきまして御含みを願ひたいと思ひます。

千賀さんにこれは私から一つお伺ひしたいのでありますけれども、今千賀さんの御説明によりまして、御趣旨はよく分りましたのですが、尚二、三私からお伺ひして置きたいと思ひますことは、御承知のように競輪が行われま

ための競馬場の新設ということにおきまして、軽重緩急等についてどのような御審議をされましたか、この点をお伺いいたします。

○衆議院議員(千賀廣治君) 御尤もでございます。私共も農林委員会に席を置く者といしまして、この日本の食糧事情下におきまして競馬場のように広大な面積を要するものに農地をつぶしていいなどということは毛頭考えておりません。そこで五つの競馬場の候補地の中には三つぐらいは殆んど農地

をつぶさなくてもいいようなものがあるようにございます。さような意味におきましてあの五つを政府が審議をせられるならば今御心配の点は決してこれは心配なしに解決をせられる問題であると思います。更に競馬などは、食糧問題のために馬を殖やせば人間の食糧を圧迫しやしないかというような若しも御疑念があるならばこれも御心配はないと思うので、人間の消化液が受け付けますところの植物性の食餌、澱粉を主といたしますところのもの、これは馬には必要がないので、人間の胃腸では消化できない繊維の多いものを馬は相当にこれを消化し切るだけの彼らは能力を持つておりますので、むしろその損失よりも彼らが排泄物として出しますところは牛のそれよりももつと分解が早い非常に優良な堆肥としてこれは人間に返してくれる、かような意味で馬の殖えることも、直接食糧的の圧迫もないと、両面におきまして御心配のような点はないと思います。

○委員長(岡田宗司君) 外にございませんか。

○三輪貞治君 具体的にこの五つの中

の三箇所というのはどこどこですか。農地をつぶさないで済むという三箇所でございますね。

○衆議院議員(千賀康治君) その点は私は説明することはできないことはありますがせんけれども、成るべく私が説明することは、五つの候補地の中に、すでに私が何か運命を予告するやうな感じがしますので、それは政府がいよいよ決めるならば、あなた方は直捷政府と御検討を頂きたいと考えております。

○三輪貞治君　私の今聞きましましたのは、そういつたようなものは私も知つておるのです。人間の攝取する營養と動物の攝取する栄養が違つておるとか……。私はたとえ具体的にこれは分かちませんが、その場所について

併しながら一つの土地をつぶして、ここに競馬場を新設するのですけれど、競馬にしますれば、競馬が畜産並に非常に大切だということも分りますが、併しながら、今そういうふうに一方では一坪の土地も拓いて非常に大切な、木の生えておるところまで耕して農地を作つておる状態であるのです。或る場所においては、非常に得難いところの椿の山をばつぶしてまで開墾しておる。こういうような場合に、広い土地をば競馬場の新設する。今までのものに附加して作るということが、緩急軽重の考え方から言つて、どのような影響を持つかということについて、農林委員会は御審議をされたか、こういうことについてお伺いしておられます。

○衆議院議員(千賀康治君) それは、
二分の審議をいたしておりまして、先
ほども申しましたが、三個所ぐら

を、あなたのおつしやる條件に抵触しない候補地がこのうちに含まれておる。そういうことを申上げて、どうか御信用をお願いします。

○委員長（岡田宗司君） よろしうござ
いますか。御質問ございませんか。
ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（岡田宗司君） 速記を始めて下さい。

大橋法務総裁が御出席になつており
ます。大橋法務総裁に対しましては、
一つ十分にお聞き取りを願いたいと思
います。

では私から一つお伺いしたいと思いますが、競輪が行われましてから犯罪が相当増加しておりますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 競輪と犯罪との関係でございますが、これにつきましては、一つは競輪場において、或いは競輪場を中心として発生いたしました特殊の犯罪、これについては私

共相當慎重に詳しい調査をいたしてまゐります。それはいわゆる競輪をめぐる不法な暴行事件であります。この点でつきまして先ず申上げますといふこと、競馬成ひは競輪をめぐりましてこ

かような不法な暴力事件がしばしば生じたいしておりますことは事実であり、又これは甚だ遺憾に堪えないところでありまして、本年九月以後競輪

開催を停止せられましたのも、結局この原因があつたと存するのでございます。この度関係者の自衛自衛の措置が実施せられることになりました。

開の運びになつたのでありまして、後は開催者側の適切な措置によつて従前のような紛争はなくなるものと

待をいたしておるのであります。この状況を振り返つて見ますというと、昨年度におきましては競輪をめぐる紛争といたしまして、昨年四月以降十二月までの間に、二十二件の紛争事件が発生をいたし、これがために六十三名の人が検挙せられておるのであります。今年に入りましてからは、一月以降九月までの間に二十四件の事故が發生いたしておりまして、三百七十七名が検挙せられるという状態になつておるわけであります。かくのごとき事態は競輪の開催せられる都度地元警察は力をその方面に集中しなければならん

というところに当然相成りますので、地元の警察といたしましても、競輪のために奔命に疲れるというような結果にもなつておるのでございます。但し

これらは競輪関係の事故でありまして、この期間内におきます競馬上の紛争といしましては、本年二月以降十月八日までの間におきまして、全国におきまして四件の紛争が発生してまゐる。

り、それぞれでこの三國に警備を
行便をいたすということになつてお
ます。尤もこれは地方競馬と申すよ
なものでございまして、国営競馬に
きましては、幸いにいたしましてか

うな事態は未だ発生いたしておりせん。これらの事件はいずれも競輪に起りました、或いは競馬場で起りしたる犯罪でございますが、併し

今委員長から御質問に相成りましたは、ひとりかような競輪場、競馬場において発生をした特殊の事件ばかりなく、競輪が盛んになつた結果として、一歩の引退を望む上には、傾向を

一般の犯罪が増加するような傾向にあるのではないか、こういう御質問の味をも含んでおると存するのであり

すが、実はこの点につきましては世上いろいろ、実例を聞いておるようなことはございしますが、併し只今警察、或いは検察庁といたしまして、特に競馬が発生したために幾ばくの犯罪が出ておるといつたような、この個々の犯罪についての總計というものは取調べをいたしております。従いましてさようなことは傾向として一応私共も聞いておりますが、併し具体的に、競輪が盛んになつたために一般犯罪が増加しておるといふような結論をつけるところまでは至つておらないのがこの間の状態であります。

○委員長(岡田宗司君) 次に伺いたいののは、競馬及び競輪等が行われます場合の取締の責任当局ですね。これの今おつしやられましたところでは、相当奔命に疲れておる、こういうことでございますが、今の自治体警察ではなかなか取締り切れないものがある。そこで競輪では今度自転車振興会等のほうで、みずから取締ることについて、

人をは入れておる。ところがその人たちが聞くところによると、いふゆる興太者なんかが非常に多い。却てそういうものにさういう取締等の責

後更に大きな弊害をもたらすのではな
いかというように私共は考えておる
であります。競輪及び競馬場の取
当司は切輪命令でやつておるわけ

りましよすが、果して今の力で、殊
大きな問題が起りましたときに、こ
を抑えて行くことができるかどうか
それから今後一休政府のほうでは、こ

いう競輪とか競馬とかというものにする取締方針をどういふふうにおと

なるおつもりか、そういう点についてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(大橋武夫君) 競馬、競輪等に関する、不法な暴行その他の犯罪事件が発生いたしておりますことは、先ほど申し上げた通りでございます。これは、現在の取締の責任者として、警察及び検察庁がその責任者であることは申すまでもありません。而して、これにつきまして、大都市にございます警察におきましては、自治警察において相当の人員を持つておりますので、従来から十分なる取締能力を持つておつたのでございます。併し小都市にございする場合には、小さいために、その警察の定員も非常に少い。それがために、その自治警察それ自身の人員を以て十分なる取締を實行いたして行くことには頗る困難があつたわけでございまして、止むを得ずこれら小自治体におきましては、取締のために国家警察に対して応援を要請するという措置をとつておつたやうな次第であります。本年一月から最近九月九日までの状態を見ますと、約二十四箇所において、紛争をあらじめ予想し、或いは紛争が発生いたしました後に警察官を出動せしむるというやうな措置をとつておられますが、これを見ますと、この二十四箇所におきまして、当初千九百十名、これは各地によつてそれ／＼人数が違ひますが、それを合計いたしますと、千九百名ばかりの警察力を初めに警備のために派遣いたしておる。併し、その後の事態の推移を勘案いたし

まして応援を求めましたその応援の警察官の数は約五千名というやうな状態でございます。従つて、本来の地元において準備しております警察力として出動せしめられたる者二千名弱、これに對しまして、応援のために他から応援をして貰つて出動させた者が約その倍數であるというやうな状態でございます。即ち、地元の警察力一に對して、応援のために要請した警察力が二と、こゝろに於いては、これを以て成つておるのでございまして、これを以て成つても、小都市におきまする競輪場の取締のために、地元の警察力だけではなかつた／＼処置ができないというやうな事情にあつたのだということが言えると思つております。かような事情でございするもので、この度競輪の再開に當りましては、先ず場内取締は、できるだけ従来のごとく警察力に依存するといふやうな必要のないやうに、開催者自体におきまして取締の人員を準備する、こゝろに於いては、取締の人員を準備することになつたといふのでございします。もとよりこの場内取締といふのは、管理者としての場内の群衆の整理その他の場内整理をいたすのでございまして、これは勿論警察取締というやうな、實力を行使する、或いは権力を行使するといふやうな性質を持つたものではないのでございします。従ひまして、警察取締を警察力が不足をいたしたためにいふやうな地方ボスに委ねておるといふやうな事実は毛頭ないのであります。これは管理者の自衛措置として、警察にばかり依頼せず、場内の整理についてはできるだけ自分の側において人員を準備するといふ措置がとられることに相成つ

たといふやうに理解をいたしておる次第でございます。そこで将来の問題といたしまして、現在の警察力において取締ができるかどうかといふ問題でございするが、かように小自治体におきましては、自分の自治警察の固有の人員を以て取締をなすといふことは、従来の実績から申しまして非常に困難があつたのであります。それがために他からの応援によつてやつておつたといふ事情でございするが、恐らくかような方法は今後におきましても相当必要ではないかと、こゝろに於いては予想をいたしております。併しこれはただその自治体の警察力だけでは取締れないといふことでございまして、國の全体の警察力という國の警察制度全体から見ましたならば、この競輪場に発生いたします事故の取締といふことは、これは勿論なし得るといふやうに考えております。

○委員(岡田宗司君) もう一つお伺いしたいと思ひますが、地方競馬はだんだん殖えて参つております。競輪場はまだこれからは殖えるやうな状況になつております。特に小型自動車競走法が成立いたしまして、小型自動車競走場も更に今後殖えるかと思つております。それから何か動物競走法といふやうなもの、議員提出法律案で衆議院のほうに出るやうな話も聞いておるのであります。そういうものがだんだん殖えて行くと、ますますこれは取締のために多くの費用と努力をかけるのであります。又それが及ぼすところの社会的影響といふものも非常に大きいと思ひますが、法務總裁といたしましては、そういうものが殖えて行くことと對しまして、これを好ましいこととお考えになるか、或いは好ましくないこととお考えになるか、その点を一つ法務總裁の立場で明らかにいたして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) い／＼な競技場の新設に關連いたしまして、犯罪が殖えて行くではないかといふやうな点が御質問の中心であつたと存じますが、只今までに申上げましたやうに、競技場で行われまゝい／＼な暴行その他の事犯、これは必ずしも競技場の性質上避け得られない犯罪であるとは考えておりませんのでございします。従来におきまする競技場の管理の不十分、或いはそれに行われまゝしたる競技が不正であつたといふやうなことが原因になつて、これらの事故が発生いたしたのである、かように存じます。従ひまして、今後これらの競技場の新設、或いは継続といふやうな場合に當りましても、これらの争議の原因とならざるやうな根本を正して参るといふことが可能であります。ならば、決して競技場が増加したから犯罪が増加するといふやうなことはないまい、むしろそれよりもつと大きな問題として私共が考えなければならぬといふ点は、かような競技場がどんどん殖えて行く、そしてその競技場においてかくのごとき好ましからざるいろいろな紛争が生じて行くといふ、そういうことを発生させるところの、もつと大きな國民の雰囲気と申しますか、或いは社会的雰囲気と申しますか、そういうもののほうが遙かに重大な問題でありまして、この点につきましては、い／＼今後の犯罪の処理に當りまして、私共としても十分に注意をしなければならぬ問題であると、かように考えている次第であります。

○委員(岡田宗司君) 今私お尋ねしたのは、單に競技場に関連する犯罪だけではないのであります。先ほど法務總裁のほうから、統計上はつきり分らないと言われた競輪等から受ける影響によつて生じた犯罪ですね。そういうものが競技場が殖えてくれば殖えれば殖えて行く、それを法務總裁はどう考えるかといふ点をお伺ひしたので

何か堅実な気持ちでなしに、ふとした機嫌を頼みにして、何か一儲けしよう、一攫千金の夢を見る、これは人間の心理であり、尙終戦後のような国民精神の動揺した場合には起つてゐることは、これはいづれの国でも起つてゐることである。それを巧みに利用いたしまして、地方公共団体その他が財政上の目的を以てこれに乗じていろいろな経営をして行くといふことは、私は非常にやういふ点から国民の輕佻浮薄なる思想を培養するものとして非常に害に堪えなく思つておつたのである。こゝろからこれが原因いたしまして、或る場合には直接的な暴行となり、或る場合にはやういふたような犯罪を間接的に生んで行くところの原因になつてゐる。即ち法務總裁が言われたところの、一つの国民的の雰囲気、社会的な悪い雰囲気を作つて行くといふことになつてゐる。でありますから、そのことについてはどうもこれは将来の取締に待たなければならぬといふふうにおつしやつたのでありますからして、やういふたやうな射倅心を得ることによつて国民の輕佻浮薄な情勢を作つて行くところの行為に対してはこれは好ましくないといふふうにお考えになつておる。かゝるに解釈してよろしうございませう。

○國務大臣(大橋武夫君) 御説の通り、終戦後におきまして国民の思想が非常に安定を欠いておる。又それがためにいろいろな犯罪も殖えておる。といふことは事実でございます。そして又その風潮に乗じていろいろ射倅心をそり上げるやうないろいろ施設が行われつつあるといふことも事実であります。併しながらこれらの射倅心を利用したところのいろいろ施設というものの増加によつて犯罪が何ほど増加してゐるかといふことにつきましては、私共といたしましては未だ結論を得るに至つておらないわけでありませう。要するに犯罪の増加といふものと、それからかゝる射倅心を利用するやうないろいろ施設が増加してゐるというところは、これは一種の社会不安と申しましようか、或いは国民思想の動揺と申しましようか、この戦後の我が国の一つの雰囲気という、一つの親から出た二つの現象である。こゝろから見たら、この犯罪の増加、それからいろいろ射倅的な施設があるかといふことにつきましては、未だ結論を得るに至つておりません。これは同じ雰囲気から出た二つの現象であつて、非常にこれはやういふ意味において關係が深いものであるといふことを申し上げた次第でございます。

○委員長(岡田宗司君) 只今法務總裁の言ですと、統計上やういふことが現われていないからないのだといふやうなふたふたを言われておるやうに私共にはとられるのです。これはどうも法務總裁ともあつたものの言葉と私共には受取れない。まあ事実いろいろ裁判の審理過程等において競輪等のために或いは窃盗を働き、親の金を持ち出す不良少年が沢山出て来たといふことは事実現れておる。ただ大量的に統計に現れていないかも知れないけれども、やういふ事実があるといふことは御認識になつておると思ふ。そしてまた恐らくそれをただ統計に現れさせておらんからこれはやういふことが立てできないのだといふことで、まあそのために今後やういふ射倅心をそるやうな競技場が殖えることに対して、いいとも悪いとも判定が下せないといふふうにお逃げになることは、どうも私共としては法務總裁として余りにも責任がないのじやないか。やはり法務總裁としてはやういふやうなことにいつておられたほうがいいと思ふのです。が、如何なものでしょうか。もう一度はつきりしたお答えをお伺いしたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 射倅的な施設によつて犯罪が現実、只今委員長が例をお挙げになりましたやうなものが、例として発生をいたしておる。これは實際さやうな事例はございませう。併しながら今日の犯罪の増加といふものが、こゝろから射倅的な施設が増加したからであるかといふ点につきましては、私は、私共もより否定はいたしておりません。が、併し明らかにこれを實証的に肯定することも今の段階としては私共としてはいたしかねるといふことを申し上げたわけでありまして、競馬、競輪が殖えれば犯罪が殖えるといふことは、これは一応言われております。これについて私共はもとより否定をすることはできませんが、併し明らかにやういふ傾向があるといふことをはつきり申し上げるやうな程度には至つておらない。肯定も否定もいたさないといふことを申し上げた次第でございます。

○國務大臣(大橋武夫君) 先ほど御説明の中にちよつと申し上げました通り、本年の統計について見ますと、一月以降九月までのうちに競輪場に発生いたしました事件の数は、二十四件といふことであります。同一期間内におきまして競馬場に発生いたしましたものは、これは十月八日までとつてあります。これは四件、このうち警察が出勤いたしましたものは三件、まあ大体警察の出た程度といふものは、片方は二十四件、片方は三件である。而してこれは地方競馬だけではありません、国営競馬についてはさやうな事態は発生いたしていません。こゝろから見て見ますと、明らかに現実の数字においては、競馬場のほうが如何にも物靜かになつておる。こゝろからいふ状態でございます。その理由は、本来競馬と競輪とは本質的に違つたものであるかどうであるか、或いは又競馬場に入るべき者がむしろ競輪のほうへ廻つたから、それがために競馬のほうは助かつてゐるやうな点にやういふものは、実は特別な調べを持つておらないわけでありませう。ただ考えられますことは、所在地それから観衆の層などの相違が相当あるのではありませんか、競輪場においてはいろいろ紛争を起して、

る連中は、これは競輪がなくなれば、それじや競馬へ行つてやるかといふと、必ずしもそうではない。競輪だから特に出かけて行つたのだといふ人も相当あるのではないかと想像されませう。

○委員長(岡田宗司君) 外にございませう。

○池田宇右衛門君 本日はこの程度で……。

○委員長(岡田宗司君) 今池田さんのほうから、本日はこの程度で、こゝろからお話がございましたが、今日の委員会はこれで閉じることによつてよろしうございませう。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(岡田宗司君) それでは今日はこれを以ちまして散会いたします。

午後四時四分散会

出席者は左の通り。

委員長 岡田 宗司君

理事 西山 亀七君

片柳 眞吉君

岩男 仁藏君

委員 池田宇右衛門君

滝井治三郎君

平沼彌太郎君

宮本 邦彦君

小林 孝平君

三橋八次郎君

三輪 貞治君

飯島連次郎君

加賀 操君

溝口 三郎君

三好 始君

三浦 辰雄君

衆議院議員

農林委員長 千賀 康治君

國務大臣

國務大臣 大橋 武夫君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
會專門員

昭和二十五年十二月七日印刷

昭和二十五年十二月八日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所